

第6次国有林野施業実施計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)

(利根上流森林計画区)

計画期間
自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

関東森林管理局

利根上流森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する
- 3 上記1、2の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

所在地（林小班）	面積 (ha)
1 い〜ほ1、へ〜ち、る1、そ、お3、ま1、ま2、け2、ふ	4,291.25
2 ろ、は3、ら〜う3	
3 い1、ろ〜と1、と3、と6、ち、わ、れ、そ、む1〜む3、う2〜う4、く、や3、こ、え	
4 い、に	
5 い1、い2	
6 ろ1、ろ2、る1、る2、る4、か	
7 わ、む	
8 い4、い5、い7〜い12、る4、る7、か	
9 ろ1	
17 い1、い4、い7、い12〜ろ2、ろ8、ろ11、ろ12、ほ、り、ぬ、れ、ね2	
18 は、に、ぬ、る1、ら5	
20 い1	
21 い〜は1、に〜へ	
22 い、ぬ、る2、る3	
23 い1、い2、い14、い20〜は、ほ1〜ち9、ち11〜ち13、ぬ、る3、る4、わ2、な	
32 ぬ、む1、う2	
33 い1、に1〜に3、り、ぬ	
34 ろ1、は2、は3、に、り1、り2、る1、よ〜そ、つ2、ね、ら、う1	
35 ち、か2、か4	
36 ろ	
37 い〜と	
38 は2〜に、へ、と3〜と5、り1〜る1	
40 に1、に3、り〜る1、わ1	
41 い、ろ、に1、に2、た1〜れ	
42 い2、に、ほ、り1、よ、そ2、む	
43 へ、つ	
44 ほ4、ほ5、へ〜り、る1、わ、か1、た、れ、ら1〜む、お2、や	
45 へ、と、ち2、ぬ1、る1、か3〜か7、よ、そ、つ、な〜ら2、む、う	
52 ろ1、ろ2	
55 い、に5、ほ1、る1	
56 は、ぬ	
57 に、へ、れ1、ね、の1、ま、け	
58 へ、り、ぬ、か、ら、き2	
59 も	
60 い、と、ち、ぬ、か2〜よ、え	
63 い〜は、と、り、る2	

所在地(林小班)	面積 (ha)
64	い2、い3
65	ろ、は、ほ1～2
66	い3、い4、は～ほ、る1、る2
67	に、～2、ち、り2
68	り
71	へ
72	い4
75	い、は、に、と1、と3、と5、わ3～か
86	い1、い3、い4、ろ2、ろ3
87	い～に、と、ら
88	は、へ
89	い3、い4、は～ほ1、ほ3、と2～ち1
91	ほ
103	る6
109	つ
110	ほ1、ほ2、と、る2、ね4、ね5、む3、め
111	わ3、か
112	へ1、へ2、と、た3、れ2、つ
114	い2、は、ち1
115	に1～に3、ほ1～ほ3、ち～ぬ、る2
116	ろ1～は、ぬ
118	は、に、と、ち1、た4～た6、た9、れ
119	る、れ、な1、う2、お1、く、や1、ま
126	は、へ
127	に1、ほ1、ほ3、へ、と
128	ろ、ほ、と、る1、か1
129	と、わ1、わ2
130	は2、は4、に5、ほ1、ほ2
133	い2、は1、に1、に3、に4、ほ1、ほ2、ほ5、ち1～ち3、る2、わ1、わ2、わ6、わ8
134	い1～い3、は、か2、た、そ
137	は1～に、ぬ1、ぬ4
138	い2、は
139	は、ほ1～ほ3、と2、り2、り3、る1、る2、る5、る6、か1、か2、た1、れ1、 れ3～そ2、ね1～ね6、な1～む
140	い1～い5、ろ1、ろ2、ろ4～へ、ち～る、か、た1～た3、そ、つ、な、う3、う5、 や1、や3
142	い2～い6、は、へ1～と2、と4～ち、わ3、わ4、わ6～わ11、よ2～よ5、た～れ2、 そ3～そ5、つ
143	ろ4、ろ5、ろ7～ろ10、へ、ぬ、る、か1～た

所在地(林小班)	面積 (ha)
144	に1、に2、に6、に7、る1、る3、わ1、わ2、た、れ1、な、あ1、あ2
147	の1、お~や3
152	ち2、ち3
153	い1~い4、は1~は3、ほ~ち、か、れ、そ、ら1、の
154	ろ、ほ、~1
155	い~ろ2、は、へ、ち~り2、そ2~う、お、や
156	い2~は、~1、と、ぬ1
157	は、に2~ほ2、~2、ち、り2~ぬ3、る1、る2、よ、ら5、む1
158	い1、い2、い5、い6、い8、い9、は~ほ1
159	い1、い2、い4、ろ、へ~ち、ぬ~わ
160	い1~い3、い6、い8、い9、ろ、に、~1、~7、と1、と3~と5、ぬ、る1、わ1、か1、 か2、た
161	い1~い5、ほ1、ほ2、へ~ち1、ち4、ち5、り1~ぬ2
162	い~ろ2、は1~に2、に4~に8、に13、か5、よ1~よ3、よ6~よ12、よ14、よ15、 よ18~れ2
163	い~ほ2、~1、~2、~5~と、ち2、ち3、り2、ぬ1
164	い~は、ほ1、ほ5、ほ7~へ2、り
201	に2、ぬ、ね、な
202	し2、も10~せ5、す1、す3
203	へ~ち、よ5、た3、な~う1、お、や、け~て、さ、ゆ1、め1~み1、ひ
204	は2、へ~ち、ぬ、わ1、わ2、よ~た2、れ~つ2、ね
205	か、よ、つ
206	い3、い4、い9、い11~い16、ろ4、ろ6、は、ほ、ぬ
207	ろ1、ろ2、は3、は4、わ1、わ4、か1、か5、か6、か8~か10、よ
208	い~ぬ、わ1~れ、ね、な、む、く、や、け4
209	い~は、り、ぬ2~よ、れ1~つ1、つ3~つ5
210	ろ1、ろ2、ろ4~ろ8、ほ、へ、ち、る2、る4、る6、る7、む、う2、け~ふ2
211	ほ2~と、り、ぬ、る2、よ1、れ、の2、お、く、ま~け2、こ~あ3、あ5、も1~せ
249	い、ろ、は4、は6~は8、は10~ほ、ち1、ぬ2、る2、う1~う4、の1~の5、け1、 け2、え~あ、き1~ゆ1、め1、め2、み
250	い~は1、に、ほ、き2~ゆ3
251	う1、う4
252	へ1、と
253	ぬ
254	ら2、の1
256	い4~い10、い12、ろ、は2、に、ほ1、わ1、わ2、か~そ1、つ~な、む、の1、の2
257	い、は1、は2、る、わ
258	に、わ、れ、つ、ね2~ね4、う2、く1
259	い1、ち~ぬ、よ、そ~ね、な2、ら、う1、う2、く2、く3、く5、や2~け2、こ3、さ、め

所在地(林小班)	面積 (ha)
260 よ〜れ	
262 は、に、る4	
302 へ1〜へ3、へ5、と6〜ち1、ち4〜り1、ぬ1〜ぬ3、ら、う1、う3、ま3、ま4、こ、め、し1、し2、も2〜も5、せ1〜せ8、せ11、せ12、す3、す5、す11、す15、す17、す18	
303 い〜は、ぬ〜る2、わ、つ1、ら1〜ら6、の、く2	
304 い、は1、に1、に4、ほ、へ、り2、ぬ、わ1、か1、よ、た、ら1、ら3、ら4、む、こ、て1、あ1、あ2	
305 い1、い2	
306 い、ろ1、ろ3	
307 ろ、は、ぬ〜る2、か2、そ	
312 ね、み2	
313 ち〜る2、み2〜み5、せ、す2、す4、す5	
328 り、れ1〜つ3、お1、く2〜く4、さ、ゆ	
329 ね1、ね3	
330 い、は、へ、か2	
331 ろ、ほ4、ほ5、ぬ、る2、よ、た、そ	
332 に3、そ2、つ、う1〜ま、ふ	
333 ろ、に9、に11、ほ、と14、と15、り2	
336 れ2〜そ、ね	
340 い2	
359 ろ3、ろ6	
360 は1、は2、に1	
362 は、に、わ、れ、ね1、む1	
363 は2、ち1、ち3、り3〜ぬ、わ1、よ、た、な1〜な3	
364 る2	
372 は	
373 な1、な2	
374 は1、は2、に1、に2	
378 い、ろ、に、へ、ち〜ぬ、る2	
383 い3、い4、い9、と1、と2、と4、と5	
384 い、も2	
386 い1、い2、へ	
388 か	

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

名 称	対 象 地 (林小班)		面積(ha)	協 定 の 概 要
川場村中野地区 森林共同施業団地	民		519	民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施 設定年月：令和3年4月 協 定 名：川場村地域森林整備推進協定 協定相手方：群馬県利根沼田環境森林事務所・川場村・利根沼田森林組合
	国	36~39林班	729	
合 計	民		519	1箇所
	国		729	

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)		面積 (ha)	森林施業 の 種 類	林道の開設等	設 定 年 及 び 有 効 期 限	備 考
該当なし	民						
	国						
合 計	民						
	国						

9 その他必要な事項